

平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務

企画提案審査要領

令和 8 年 6 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案審査について必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

本業務にかかる企画提案の審査は、「平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務」企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行うものとする。

## 2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点	
基本的事項 [目的及び業務内容の理解]	業務の目的を正確に理解しているか。	10	20
	提案内容が仕様書に沿っているか。	10	
企画提案内容 [目的達成のための創意工夫]	周遊プログラムの作成について、平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とした地域計画区域内の周遊を促進し、来訪者が「浄土」の体感を通じて地域や文化資源の理解を深めることができるような提案内容となっているか。	20	60
	ガイドシナリオ等の作成について、効果的な価値伝達ができ、来訪者の理解が深まるような提案内容となっているか。	20	
	地域内で持続して活用できるような提案内容となっているか。	20	
業務履行能力関係 [業務遂行能力]	業務を確実に履行できる実施体制が構築されているか。	5	10
	過去の実績等から、十分な業務実施能力があるか。	5	
積算内訳[積算の妥当性]	積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれているか。	10	10
合 計			100

## 3 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による選考委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 選考委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・採点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを合計した総得点により順位を付けて県に報告する。  
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 選考委員会は、順位に関わらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (5) 選考委員会は、順位を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

## 4 受託者の選定

県は、選考委員会の審査結果を参考に、受託候補者を選定する。

## 5 審査結果の通知

審査結果は、受託候補者の選定後、速やかに参加者に文書等で通知する。